



県章

山形県公報

平成30年1月5日（金）
第2907号

毎週火・金曜日発行

目次

規 則

- 山形県通訳案内士法の施行に関する規則の一部を改正する規則……（インバウンド・国際交流推進課）… 1

告 示

- 県議会定例会の閉会……（財 政 課）… 2
- 知事指定薬物の指定の失効……（健康福祉企画課）… 3
- 国土調査の成果の認証……（農村計画課）… 同
- 同 ……（ 同 ）… 同
- 道路の区域の変更……（最上総合支庁建設総務課）… 4
- 一般国道の供用の開始……（ 同 ）… 同
- 公共測量の終了の通知……（県土利用政策課）… 同
- 二級建築士の免許の取消し……（建築住宅課）… 同
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……（会 計 局）… 5

公 告

- 平成29年度種苗生産事業者講習会の実施……（林業振興課）… 8

規 則

山形県通訳案内士法の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年1月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第1号

山形県通訳案内士法の施行に関する規則の一部を改正する規則

山形県通訳案内士法の施行に関する規則（平成18年3月県規則第53号）の一部を次のように改正する。

第2条中「通訳案内士登録証」を「全国通訳案内士登録証」に改める。

第3条の見出し中「届出書」を「届出」に改め、同条中「第21条第1項の登録抹消事由届出書」を「第21条の規定による届出」に改める。

別記様式を次のように改める。

別記様式

年 月 日

山形県知事 殿

届出者 住 所
氏 名

(記名押印又は署名)

業務の廃止等に係る届出書

通訳案内士法施行規則第21条の規定により、下記のとおり届け出ます。

- 1 全国通訳案内士の氏名及び住所
 - (1) 氏名
 - (2) 住所
- 2 登録番号及び登録年月日
 - (1) 登録番号
 - (2) 登録年月日
- 3 該当することとなった事由及びその期日
 - (1) 事由（該当する記号を○で囲んでください。）
 - イ 業務を廃止した。
 - ロ 死亡し、又は失踪の宣告を受けた。
 - ハ 1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられた。
 - (2) 期日

備考

- 1 「1 全国通訳案内士の氏名及び住所」は、戸籍法（昭和22年法律第224号）に規定する届出義務者又は法定代理人が届出をする場合に記入してください。
- 2 全国通訳案内士登録証を添付してください。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

山形県告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により平成29年12月5日招集した山形県議会定例会は、同月22日閉会した。

平成30年1月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県告示第2号

山形県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成27年12月県条例第63号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定により、次のとおり知事指定薬物の指定が失効した。

平成30年1月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 失効した知事指定薬物の名称

- (1) アダマンタンー1ーイル＝1ーペンチルー1Hーインダゾルー3ーカルボキシラート（通称名ACBL(N)ー018）及びその塩類
- (2) 1ー（4ーエチルフェニル）ーNー（2ーメトキシベンジル）プロパンー2ーアミン（通称名4ーEAーNBOMe）及びその塩類
- (3) 2ー〔（4ーブromoー2,5ージメトキシフェネチルアミノ）メチル〕フェノール（通称名25BーNB OH、2CーBーNB OH、NB OHー2CーB）及びその塩類

2 失効の理由

条例第2条第6号に掲げる薬物に指定されたため

3 失効年月日

平成29年12月29日

山形県告示第3号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成30年1月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 調査を行った者の名称

酒田市

2 調査を行った期間

平成27年4月13日から平成28年12月12日まで

3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称

酒田市地籍図及び地籍簿

4 調査地域

北俣の一部

5 認証年月日

平成29年12月21日

山形県告示第4号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成30年1月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 調査を行った者の名称

酒田市

2 調査を行った期間

平成27年4月13日から平成28年12月12日まで

3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称

酒田市地籍図及び地籍簿

4 調査地域

生石の一部

5 認証年月日

平成29年12月21日

山形県告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成30年1月5日から同月19日まで縦覧に供する。

平成30年1月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 458号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
最上郡大蔵村大字赤松字舂玉山1474番2から 同 1473番9まで	旧	25.5メートル } 20.0	メートル 77
同 上	新	32.0メートル } 20.0	同 上

山形県告示第6号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成30年1月5日から同月19日まで縦覧に供する。

平成30年1月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 458号
- 2 供用開始の区間 最上郡大蔵村大字赤松字舂玉山1474番2から
同 1473番9まで
- 3 供用開始の期日 平成30年1月5日

山形県告示第7号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成30年1月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
山形市全域
- 2 公共測量を実施した期間
平成29年4月21日から同年12月14日まで
- 3 作業の種類
公共測量（航空写真撮影、写真地図作成）

山形県告示第8号

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、二級建築士の免許を次のとおり取り消した。

平成30年1月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 免許の取消しをした年月日
平成29年10月24日
- 2 免許の取消しを受けた建築士の氏名及び登録番号
小山 勝也 第643号
- 3 免許の取消しの理由
建築士法第8条の2第1号の規定による届出があったため

山形県告示第9号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年1月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

第1条 山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

〃	宮町支店	〃 宮町二丁目2番27号	〃 〃
〃	城南支店	〃 清住町二丁目1番4号	〃 〃
〃	鈴川支店	〃 五十鈴二丁目1番13号	〃 〃
〃	東山形支店	〃 小白川町一丁目8番26号	〃 〃
〃	南山形支店	〃 大字松原300番地4	〃 〃
〃	立谷川支店	〃 大字漆山字北道上2579番地の2	〃 〃
〃	中央市場支店	〃 大字漆山1420番地	〃 〃
〃	大学病院前支店	〃 蔵王桜田字飯田村縄414番の3	〃 〃
〃	流通センター支店	〃 流通センター二丁目3番地	〃 〃
〃	南館支店	〃 南館三丁目2番25号	〃 〃
〃	陣場支店	〃 瀬波一丁目1番1号	〃 〃
〃	山形市役所支店	〃 旅籠町二丁目3番25号	〃 〃
〃	西田支店	〃 西田一丁目1番11号	〃 〃
〃	南四番町支店	〃 南四番町2番2号	〃 〃

を

〃	寿町支店	〃 寿町14番12号	〃 〃
〃	東青田支店	〃 東青田四丁目6番22号	〃 〃
〃	馬見ヶ崎支店	〃 馬見ヶ崎四丁目7番2号	〃 〃

〃	鈴川支店	〃 五十鈴二丁目1番13号	〃 〃
〃	立谷川支店	〃 大字漆山字北道上2579番地の2	〃 〃
〃	南山形支店	〃 大字松原300番地4	〃 〃
〃	宮町支店	〃 宮町二丁目2番27号	〃 〃
〃	城南支店	〃 清住町二丁目1番4号	〃 〃
〃	東山形支店	〃 小白川町一丁目8番26号	〃 〃
〃	馬見ヶ崎支店	〃 馬見ヶ崎四丁目7番2号	〃 〃
〃	中央市場支店	〃 大字漆山1420番地	〃 〃
〃	大学病院前支店	〃 蔵王桜田字飯田村縄414番の3	〃 〃
〃	山形市役所支店	〃 旅籠町二丁目3番25号	〃 〃
〃	流通センター支店	〃 流通センター二丁目3番地	〃 〃
〃	寿町支店	〃 寿町14番12号	〃 〃
〃	南館支店	〃 南館三丁目2番25号	〃 〃

に、

〃	西田支店	〃 西田一丁目1番11号	〃 〃
〃	南四番町支店	〃 南四番町2番2号	〃 〃
〃	東青田支店	〃 東青田四丁目6番22号	〃 〃

〃	東原支店	〃 小白川町一丁目8番26号	〃 〃
---	------	----------------	-----

を

〃	東原支店	〃 小白川町一丁目8番26号	〃 〃
〃	陣場支店	〃 馬見ヶ崎四丁目7番2号	〃 〃

に改める。

第2条 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を次のように改正する。

別表第2中

〃	南四番町支店	〃 南四番町2番2号	〃 〃
〃	東青田支店	〃 東青田四丁目6番22号	〃 〃

を

〃	南四番町支店	〃 南四番町2番2号	〃 〃
---	--------	------------	-----

に、

〃	花楯支店	〃 五十鈴二丁目1番13号	〃 〃
---	------	---------------	-----

を

〃	花楯支店	〃 五十鈴二丁目1番13号	〃 〃
〃	東青田支店	〃 寿町14番12号	〃 〃

に改める。

附 則

この規程中第1条の規定は平成30年1月22日から、第2条の規定は同月29日から施行する。

公 告

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定により、平成29年度の種苗生産事業者講習会を次のとおり開催する。

平成30年1月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 講習会の日時及び場所

(1) 日 時 平成30年2月5日（月）午前10時から午後5時まで

(2) 場 所 寒河江市大字寒河江丙2707

山形県森林研究研修センター

2 受講手続

受講申込書を平成30年1月26日（金）までに住所地を所管する総合支庁の森林整備課に提出すること。

3 その他

詳細については、農林水産部林業振興課（電話番号023(630)3218）又は住所地を所管する総合支庁の森林整備課に問い合わせること。